

氏名（本籍）	スミ 角	ミヤコ 美弥子（福岡県）
学位の種類	博 士	（学 術）
学位記番号	博 音	第 112 号
学位授与年月日	平成 19 年 3 月 26 日	
学位論文等題目	〈論文〉琵琶楽の保存と継承について －現状分析と記録保存のあり方を中心に－	

論文等審査委員

（総合主査）	東京芸術大学	教 授	（音楽学部）	根 木 昭
（副査）	〃	〃	（ 〃 ）	枝 川 明 敬
（ 〃 ）	〃	〃	（ 〃 ）	畑 瞬一郎
（ 〃 ）	〃	助教授	（ 〃 ）	杉 本 和 寛
（ 〃 ）	〃	〃	（ 〃 ）	塚 原 康 子

（論文内容の要旨）

琵琶楽という芸能は、その歴史や発展の中で、他の芸能に影響を与えてきた。しかし、現在では、一口に琵琶といっても、その種類が多く、その中には創造発展へと進むものから、衰亡の危機に瀕しているものまで多様である。これは他の芸能においても言えることだが、琵琶楽は一般の認識が薄く、特に衰退の危機に瀕しているものにおいては、早急な措置が望まれる。最も望ましいのは継承者が現れ、芸能を続けていくことだが、それが著しく不可能な場合に、最低限度の措置として、記録保存を行う必要がある。そして、その記録保存は、単純に録音・録画をすればよいというものではなく、後世に復元できるものであるべきである。本論文では、琵琶楽に焦点を当て、中でも現状の保存状況に注目して、今後の継承保存を考え、記録保存に焦点を絞るが、これは他の芸能においても汎用性があると考えられる。そこで、琵琶楽の記録保存の方法について最適な方法を提示するとともに、それを他の無形の文化財に対してどこまで適用できるかを示唆することを目的とし、考察を行う。

序章では、研究の背景・目的・方法及び先行研究について述べる。琵琶楽の先行研究については、学問分野別には音楽学的側面からと国文学的側面からの研究がある。中でも平家琵琶の研究は先行している。また、琵琶と盲人は深いかわりがあり、社会的・盲人史的な切り口からも研究が行われている。無形の文化財の記録についての具体的な研究は以前からその必要性は説かれていたが、近年、技術的にも進歩し、具体的な方策が始まった。主に民俗芸能に関して、技術的な側面からの研究が進んでいる。その技術を使った方法論が確立される途上にある。

第1章では、琵琶楽が芸能として歴史的・社会的にどんな動きを見せていたかを振り返る。琵琶楽という楽器は、現在でこそ種類も豊富だが、雅楽琵琶を元にそれぞれに発展したものと考えられる。その意味でも、本論文では、「琵琶楽」という言葉を、琵琶という楽器を使う芸能全般に使用する。宮中の雅楽で使われていたものが、市井に出て、琵琶法師の琵琶となったり、或いはその琵琶法師の琵琶が平家琵琶として再び式楽として使われるようになったりしている。近代になってブームを巻き起こしたが、第二次世界大戦後に衰退し、現在はそのまま衰亡の危機に瀕するものと、一方で新たな発展を模索しているものがある。

第2章では、現存する琵琶楽を保護制度上からも8種類に分け、それぞれ現状として、概要・保護の状況・記録の状況・継承の状況・公開の状況を把握する。

第3章では、まず、公的な保存の方法としての無形の文化財の指定状況を確認する。琵琶楽に対する

制度の適用は、一定していないが、それぞれの特徴に合った指定を行っているといえる。しかし、琵琶楽の中で平家琵琶と肥後琵琶が選択されている「記録保存等の措置を講ずべき無形の文化財」については、十分な運用がなされていないと考え、実態を踏まえて、今後の運用方法について述べる。更に、琵琶楽の保存を行う上で、望ましい継承方法と記録の必要性、記録の意義についてまとめる。琵琶楽の保存継承において、継承は記録を必要条件とし、人を介することを十分条件とする。また、記録は、保存用の記録のみならず、普及用の記録も存在し、その二つを運用して行くことが望ましいと考えた。

第4章では、事例研究として、琵琶楽の記録には文字・録音・映像があり、それらがどういった役割を果たしていたかを追った。一般の人々でも視聴可能な記録のうち、録音記録の中では主に記録を目的として作られた、または鑑賞用ではあるが、記録としての役割をある程度果たす記録を抜粋して分析し、映像記録については可能なもの全てを分析した。この結果、琵琶楽の記録において、その実態を知るために必要なのは音、映像及び詞章とする。その上で、現在ある記録の中で望ましい形として、「日向の琵琶盲僧 永田法順」を挙げ、構成と手法を分析し、更にその課題を洗い出した。

第5章において、総括として琵琶楽の記録としては、芸能を知るための記録のほかに、芸能を継承するために教習用の記録を必要とし、芸能そのものだけでなく、芸能の周辺領域についても記録することも必要だと考えるに至った。教習用の記録は、単なる継承の記録にとどまらず、普及の記録にもなりうる上で重要である。また、周辺領域の記録とは、楽器や、その製作技術、及び演奏に付随する場の状況についてなどである。これらはそのほかの無形の文化財、特に音楽の記録保存についても適用できるものと考え、その記録の活用についても触れ、望ましい記録のあり方を提示して、本論の結論とした。